

# 令和3年度定期総会

日時：令和3年7月12日（月）14時から

方式：オンライン方式

〔書面審議方式の場合〕

〔審議回答期限：令和3年7月7日（水）〕

## 北海道地方非常通信協議会

<https://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/do-hijyokyo/>

## プログラム

(14時～14時45分)

### I 北海道地方非常通信協議会令和3年度定期総会（オンライン方式）

<会議次第>

- 1 開 会
- 2 会長挨拶（北海道総合通信局長）
- 3 議長選出
- 4 総会の成立報告
- 5 議 事
  - (1) 第1号議案 令和2年度 事業報告
  - (2) 第2号議案 令和3年度 事業計画（案）
  - (3) 第3号議案 令和3年度 役員等（案）
  - (4) 第4号議案 北海道地方非常通信協議会関係規程類の変更（案）
  - (5) その他
- 6 閉 会

### II 北海道地方非常通信協議会 会長表彰のお知らせ

【個人表彰（2名）】

中林 道敏 様

楠美 宗城 様

【功績の概要】

水防道路用無線局に係る通信技術の向上と通信体制の構築に努め、非常時における通信の確保に尽力するとともに、長年にわたり非常通信協議会の運営に多大な貢献した。

(15時00分～16時30分)

### III 北海道地方非常通信協議会定期総会記念講演会

<講演会次第>

- 1 開 会
- 2 講 演
  - ・ 演題：『近年発生する確率の高い大規模自然災害及び災害時における情報伝達のあり方について（仮題）』
  - ・ 講師：北海道大学大学院理学研究院附属地震火山研究観測センター  
地震地域防災情報支援室  
教授 青山 裕（あおやま ひろし） 氏
- 3 閉 会

# 北海道地方非常通信協議会 令和3年度定期総会

## 議 事

- (1) 第1号議案  
令和2年度 事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 第2号議案  
令和3年度 事業計画(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (3) 第3号議案  
令和3年度 役員等(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (4) 第4号議案  
北海道地方非常通信協議会関係規程類の変更について(案)・・ 8
- (5) その他

## 令和2年度 事業報告

### <概要>

令和2年度事業計画に基づき、非常通信訓練、非常通信体制の総点検、非常通信に関する周知・啓発活動などの事業を行い、非常災害時における通信体制の確立の推進に努めてきました。

また、各事業について、新型コロナウイルス感染予防対策のため、一部会議においてメール審議の実施、講演会の中止など例年と異なる内容となりましたが、関係各位のご協力のもと、概ね計画どおりに実施することができました。

非常災害時において迅速かつ有効に機能する通信体制を確立するため、当協議会の事業を充実していくことが必要です。

### 1 非常通信訓練等の実施

災害想定の下で実践的な訓練を行うことにより、平常時使用している通信手段が使用できない状況下における大規模災害等を踏まえた非常通信ルートの検証を行うと同時に、関係機関との連携を図り、訓練参加者の非常通信に関する認識の向上を図ることを目的として、次のとおり全国訓練を実施するとともに、地方訓練を実施しました。

なお、地方自治体等が主催する防災訓練への協力については、災害通信連絡訓練兼Lアラート全国総合訓練を実施しています。

#### (1) 第83回全国非常通信訓練（中央非常通信協議会の事業計画に基づく訓練）

- 実施日時  
令和2年11月19日(木) 13時30分～
- 参加機関（地方通信ルート関係：8機関）  
北海道（本庁、檜山振興局）、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町
- 災害想定  
北海道南西沖を震源とする震度6強の地震が発生。
- 訓練の実施結果  
地域衛星通信ネットワーク（LASCOM）を利用し、檜山振興局管内の被災想定7町から振興局、北海道（本庁）を經由し、国交省ルートによる中央ルートを利用した往復の非常通信ルートにより通信訓練を実施したが、開始から終了まで最大1時間41分を要した（参考：前年度は石狩振興局管内被災想定8市町村の参加により最大2時間33分を要した）。参加自治体が前年度と比較しほぼ同数程度であるにも関わらず時間を大幅に短縮する結果となった。前年度は北海道（本庁）から内閣府を經由して北海道（本庁）が受信するまでに1時間19分要したが、今年度は同ルートに37分しかかかっておらず、この差が大きく影響した。

訓練実施結果の詳細は、「令和3年度定期総会 資料編」に掲載。

#### (2) 令和2年度北海道地方非常通信訓練（地方非常通信協議会の事業計画に基づく訓練）

- 実施計画日時  
令和2年12月9日(水) 9時30分～
- 参加機関（6機関）  
北海道（本庁、根室振興局）、根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
- 災害想定  
根室半島南東沖を震源とした大規模地震が発生し、根室振興局管内では震度6強を

観測した。管内全域では、住宅崩壊や土砂災害が発生し、さらに沿岸部においては3 m以上の大津波を観測し住民が避難を開始した。

➤ 訓練の実施結果

地域衛星通信ネットワーク（LASCOR）を利用し、根室振興局管内の被災想定1市4町から振興局、北海道（本庁）を経由する往復の非常通信ルートにより通信訓練を実施したが、特に遅延等の障害は発生せず、概ね計画どおり、非常通信訓練を実施することができた。

構成員からは、FAXの利用について、送信時には通信の輻輳による伝達の遅延や受信時においては、送られてきたことに気づきにくいなど、FAX利用の有効性について疑問視する意見が出された。

また、衛星系の通信機器が非常時に有効な通信手段のひとつであると認められることから、所有していない構成員に対し衛星携帯電話設置について検討するよう啓発を進めていく必要がある。

(3) 令和2年度 災害通信連絡訓練（地震・津波）兼Lアラート全国総合訓練

➤ 実施日時

令和2年5月28日（木）09時00分～16時00分

➤ 訓練主催

北海道防災会議

➤ 訓練実施機関

北海道防災会議構成機関、市町村

※北海道地方非常通信協機会は協力機関として要請を受けた。

➤ 訓練対応

北海道防災会議が実施する津波警報・注意報、地震情報等の災害情報の伝達訓練にあわせて、非常通信ルートの使用の要否のほか、初動対応の確認作業について、Lアラート全国総合訓練と併せて、事務局において訓練を実施した。

➤ 訓練の実施結果

訓練は概ね計画どおり実施することができた。

## 2 非常通信体制の総点検の実施

非常災害時における通信・放送の確保のため、無線局等の運用体制、設備等について十分に対処できる体制を整えることを目的として、次のとおり総点検を実施した。

なお、無線設備の不具合については、電源設備関係のものが多く、また、使用が長期間に及んでいるものの中には予備部品の調達が困難となっているものがあつた。

### 実施期間

令和2年9月1日から同年12月31日まで（最終報告期限：令和3年1月12日まで）

なお、この期間以外で、別途点検を実施している場合は、その結果を報告する。

➤ 点検対象及び点検項目

- ・ 原則として、構成員所属の全無線局。
- ・ 点検項目は、中央非常通信協議会で策定した「総点検項目（標準項目）」の他、北海道独自のものとして衛星携帯電話の設置状況を継続調査、点検事項としては、無線設備、空中線、電源設備、管理体制など。

➤ 対象機関

全構成員（無線局を設置していない構成員は、非常時の連絡体制等を任意で点検。）

➤ 総点検の実施結果

報告書の提出：221機関／313機関（令和3年1月）。

なお、実施結果の詳細は、「令和3年度 定期総会 資料編」に掲載。

## 3 継続的な非常通信協議会の活動強化

中央非常通信協議会から、非常通信協議会活動の見直しの継続（中央非常通信協議会平成 25 年度事業計画）に係る依頼があり、令和 2 年度においても次の作業を取り組みました。

(1) 非常通信ルートの見直し

実施結果：1 消防組合のルート変更に伴い、9 市町村の非常通信ルート（消防ルート）を見直した。（道市町村 174 機関を対象）。

(2) 非常通信対応マニュアルの作成

実施結果：新規作成は 8 機関、変更は 14 機関の計 22 機関。（作成済み市町村は 117 / 179 機関）

#### 4 非常通信に関する周知・啓発活動

防災意識の向上と災害対策に役立てることを目的に、次のとおり災害時の情報伝達等に関する講演会、セミナーを開催しました。

また、協議会の各種活動や非常通信に係る情報等について、電子メール及び専用ホームページ等を活用し、構成員等への周知・情報提供を行いました。

(1) 災害時の情報伝達等に関するセミナー等の開催

◎ 令和 2 年度非常通信セミナー（録画配信により開催）

- ・ 配信開始：令和 2 年 12 月 16 日（水）
- ・ 配信 URL：<https://youtu.be/qAo8VCg4MjY>（You Tube 配信）
- ・ 講演 「非常時の外国人旅行者の安全・安心の確保に向けた取組み」  
国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官付 外客安全対策室長  
高野 明 氏

(2) 電子メール及び専用ホームページ等による情報提供

① 電子メール等による情報提供（依頼を含む。）

- ・ R2. 4. 20 北海道地方非常通信協議会の幹事会の開催について（メール審議）
- ・ R2. 5. 28 北海道地方非常通信協議会の定期総会（書面審議）の開催案内
- ・ R2. 6. 9 集中豪雨等の災害時における通信の円滑な実施体制の確保について
- ・ R2. 6. 12 北海道地方非常通信協議会の定期総会（書面審議）の審議事項に関する質問意見の回答
- ・ R2. 6. 26 北海道地方非常通信協議会の定期総会（書面審議）の書面審議結果のお知らせ
- ・ R2. 7. 3 北海道地方非常通信協議会幹事の指名について
- ・ R2. 7. 3 北海道地方非常通信協議会要請会議議員の指名について
- ・ R2. 7. 15 非常通信必携（北海道版）の送付について
- ・ R2. 7. 20 「非常通信協議会活動の見直し」の継続について（非常通信ルートの見直し等）
- ・ R2. 8. 6 7 日にかけての大雨・暴風・高波に関する被害状況報告の依頼等について
- ・ R2. 8. 11 令和 2 年度「非常通信体制総点検」の実施について
- ・ R2. 12. 3 降積雪期における通信の円滑な実施体制の確保について
- ・ R2. 12. 3 非常通信協議会表彰に係る被表彰者候補者の推薦について
- ・ R2. 12. 14 降積雪時の通信体制の確保について及び被害状況報告の依頼等について
- ・ R2. 12. 16 令和 2 年度非常通信セミナー配信開始
- ・ R2. 12. 21 青森県東方沖を震源とした地震による被害状況報告の依頼等について
- ・ R2. 12. 25 令和 2 年度中央非常通信協議会セミナーの開催について
- ・ R3. 1. 7 暴風雪と高波及び大雪に際し通信体制の確保及び被害状況報告の依頼等について

- ・R3. 2. 13 福島県沖を震源とする地震による被害状況報告の依頼等について

② 専用ホームページによる情報提供

<https://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/do-hi-jyokyo/new/new.htm>

- ・R2. 9. 8 令和2年度定期総会を書面審議により開催
- ・R2. 11. 27 第83回全国非常通信訓練の実施について
- ・R2. 12. 16 令和2年度非常通信セミナー配信開始

## 5 北海道地方非常通信協議会への加入促進

機会をとらえて、非常通信に関する機関、団体に対して勧誘を行った結果、以下の構成員の入会がありました。

- ・北海道電力ネットワーク放送株式会社 令和2年4月6日付加入
- ・一般社団法人日本コミュニティ放送協会 北海道地区協議会（J C B A北海道）  
令和2年5月1日付加入

なお、令和2年度末現在の構成員数は、313機関です。

## 6 会議の開催

◆ 幹事会を次のとおり開催しました。

また、議題は、すべて承認されました。

- ・日 時：令和2年4月20日(月)～5月14日(木)
- ・審議方法：メール審議
- ・議 題：\* 令和2年度定期総会の議案について  
\* 令和2年度定期総会の開催方式について  
\* 功績者の表彰について  
\* 北海道地方非常通信協議会定期総会記念講演会について

◆ 総会を次のとおり開催しました。

また、議題は、すべて承認されました。

- ・日 時：令和2年5月28日(木)～6月25日(木)
- ・審議方法：書面審議
- ・議 題：\* 令和元年度事業報告  
\* 令和2年度事業計画(案)  
\* 令和2年度役員等(案)

◆ 非常通信要請会議は、会議を招集する案件がなく、開催しませんでした。

## 7 非常通信必携（北海道地方版）の更新

地方通信ルート、構成員名簿などの内容を更新した非常通信必携について、令和2年7月改訂版を発行しました。

以 上

## 令和3年度 事業計画 (案)

### 1 非常通信訓練等の実施

非常通報の取扱いの習熟及び通報の迅速かつ正確な伝達など、非常災害時における通信の円滑な実施の確保を図るため、大規模災害等を想定した、より実践的な非常通信訓練を実施します。

- (1) 全国非常通信訓練（主催：中央非常通信協議会）
- (2) 北海道地方非常通信訓練（主催：地方非常通信協議会）
- (3) その他（地方自治体及び各団体等が主催する防災訓練への協力）

### 2 非常通信体制の総点検の実施

非常災害時における通信・放送の確保を図るため、構成員の保有する無線局及び有線設備の運用管理体制等について、総点検を実施します。

なお、総点検の点検項目として、中央非常通信協議会から示される標準点検項目の他、北海道独自の取り組みとして、引き続き衛星携帯電話の設置状況等について調査します。

### 3 継続的な非常通信協議会の活動強化

平成24年度から、非常通信協議会活動の見直しとして以下の事項を進めており、令和3年度において次の事項に取り組みます。

- (1) 非常通信ルートの見直し  
非常通信ルートをより実効的なものとするため、非常通信ルートの見直し作業を、経常的に実施します。
- (2) 非常通信対応マニュアルの作成
  - ①非常通信マニュアルが未作成の市町村については、引き続き作成の要請を行います。
  - ②非常通信マニュアルを整備している市町村について、最新の状況となるよう経常的に見直しを実施します。

### 4 非常通信に関する周知・啓発活動

- (1) 災害時の情報伝達等に関するセミナー等の開催  
防災意識の向上と災害対策に役立てることを目的に、災害時の情報伝達等に関するセミナー等を開催します。  
ただし、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症（新型肺炎）対策等を考慮し、事務局が開催困難と判断した場合は中止とします。
- (2) 電子メール及び専用ホームページ等による情報提供  
協議会の各種活動や非常通信に係る情報等について、電子メール及び専用ホームページを活用し、構成員等へ周知・情報提供を行います。
- (3) その他  
当協議会の活動に関連する行事等について、共催、後援等の依頼があった場合は、検討の上、協力等を行います。

### 5 北海道地方非常通信協議会への加入促進

会員資格を有する防災関係業務に携わる機関又は団体に対して、加入促進を図ります。

## 6 会議の開催

総会を事業年度中に1回、幹事会を事業年度中に1回以上、開催するとともに、要請会議を必要に応じて開催します。

なお、幹事会については、必要に応じ、電子メール等により開催します。

おって、令和3年度に開催するその他の会合は、新型コロナウイルス感染症（新型肺炎）対策等を考慮し、事務局の判断にて電子メール等による開催を可とします。

## 7 功績者の表彰

北海道地方非常通信協議会会則第15条に基づき、非常通信の実施等において特に功績があった個人又は団体に対し、表彰を行います。

## 8 非常通信必携（北海道地方版）の更新

非常通信の円滑な実施に資するために、地方通信ルートや関係規程類などを取りまとめた非常通信必携について、必要に応じ内容を更新します。

## 9 その他

中央非常通信協議会からの依頼に基づき、構成員に対する周知、調査などを行います。

以 上

【第3号議案】

令和3年度役員等（案）

1 会長（1名）

北海道地方非常通信協議会会則第5条第2項の規定により、会長は、次の者とします。

- ・ 北海道総合通信局長

2 幹事（若干名）

北海道地方非常通信協議会会則第5条第3項の規定により、幹事として、次の15構成員を選出します。また、幹事は、選出された構成員が指名した者とします。

- ・ 北海道総合通信局
  - ・ 北海道開発局
  - ・ 第一管区海上保安本部
  - ・ 札幌管区气象台
  - ・ 陸上自衛隊 北部方面総監部
  - ・ 北海道警察情報通信部
  - ・ 北海道（2名）
  - ・ 札幌市
  - ・ 東日本電信電話株式会社 北海道事業部
  - ・ 株式会社NTTドコモ 北海道支社
  - ・ KDDI株式会社 東日本テクニカルセンター
  - ・ ソフトバンク株式会社（エアネットワーク本部 北海道ネットワーク技術部）
  - ・ 日本放送協会 札幌拠点放送局
  - ・ 北海道電力ネットワーク株式会社 情報通信技術部
  - ・ 一般社団法人日本アマチュア無線連盟 北海道地方本部
- （順不同）

3 非常通信要請会議の議員等（若干名）

北海道地方非常通信協議会会則第13条の規定に基づく、北海道地方非常通信協議会非常通信要請会議規程第5条により、要請会議は、次の6構成員で構成します。また、議長、副議長及び議員として、構成員が指名した次の委員を指名します。

- ・ 議長：北海道総合通信局（無線通信部長）
  - ・ 副議長：北海道（次世代社会戦略監）
  - ・ 議員：北海道開発局（事業振興部長）
  - ・ 議員：北海道警察情報通信部（情報通信部長）
  - ・ 議員：札幌市（危機管理対策部長）
  - ・ 議員：東日本電信電話株式会社 北海道事業部（設備部長）
- （議員は順不同）

4 事務局

北海道地方非常通信協議会会則第14条により、北海道総合通信局無線通信部陸上課内に事務局を置きます。

- ・ 事務局長 北海道総合通信局 無線通信部 陸上課長
- ・ 事務局員 北海道総合通信局 無線通信部 陸上課担当職員

以 上

【第4号議案】

北海道地方非常通信協議会関係規程類の変更について（案）

規制改革実施計画(R2.7.12閣議決定)において、各種手続きから押印を不要とする改正を行う方針が示され、各種行政手続きや商取引等から押印を廃止する事例が増加していることを受け、北海道地方非常通信協議会会則第4条別表に定める「加入申込書」及び北海道地方非常通信協議会表彰規程第3条別紙に定める「被表彰候補者推薦書」の押印を廃止し、押印欄を削除することとします。

なお、提出元に対し事務局において電話等により加入申込み又は被表彰候補者推薦の確認を行うことなどにより、誤提出防止について担保することとします。

以 上

別紙（第4条関係）

## 加入 申 込 書

年 月 日

北海道地方非常通信協議会会長 殿

〒  
(申込団体) 住 所

名 称

代表者

北海道地方非常通信協議会の趣旨に賛同し、加入いたします。

記

< 委員及び連絡担当者を記入願います。 >

	役 職	氏 名	連絡先電話・FAX
委 員			/
連 絡 担 当 者			TEL FAX
(時間外等緊急連絡先)		TEL	
		FAX	
連絡先・メールアドレス（個人、組織のどちらかを記入してください。） e-mail:			

別紙（第4条関係）

## 加入 申 込 書

年 月 日

北海道地方非常通信協議会会長 殿

〒  
(申込団体) 住 所

名 称

代表者

印

北海道地方非常通信協議会の趣旨に賛同し、加入いたします。

記

< 委員及び連絡担当者を記入願います。 >

	役 職	氏 名	連絡先電話・FAX
委 員			/
連 絡 担 当 者			TEL FAX
(時間外等緊急連絡先)		TEL	
		FAX	
連絡先・メールアドレス（個人、組織のどちらかを記入してください。） e-mail:			

別紙（第3条関係）

## 被表彰候補者推薦書

年 月 日

北海道地方非常通信協議会会長 殿

推薦者氏名

\_\_\_\_\_

北海道地方非常通信協議会表彰規程第3条の規定により、下記のとおり推薦します。

記

- 1 被表彰者候補名
- 2 業績の概要等  
別添の功績調査記載のとおり
- 3 報道資料等
- 4 特記事項

別紙（第3条関係）

## 被表彰候補者推薦書

年 月 日

北海道地方非常通信協議会会長 殿

推薦者氏名

印

\_\_\_\_\_

北海道地方非常通信協議会表彰規程第3条の規定により、下記のとおり推薦します。

記

- 1 被表彰者候補名
- 2 業績の概要等  
別添の功績調査記載のとおり
- 3 報道資料等
- 4 特記事項

【<定期総会 資料編>】

# 令和3年度定期総会 資料編

《資料1》第83回 全国非常通信訓練の実施結果

《資料2》令和2年度 北海道地方非常通信訓練の実施結果

《資料3》過去の非常通信訓練の実施状況（全国・地方）

《資料4》令和2年度 非常通信体制の総点検の実施結果

《資料5》北海道地方非常通信協議会関係規程類

- ・ 北海道地方非常通信協議会会則
- ・ 北海道地方非常通信協議会非常通信要請会議規程
- ・ 北海道地方非常通信協議会表彰規程

《資料6》北海道地方非常通信協議会構成員一覧

## 第83回 全国非常通信訓練の実施結果

### 1 訓練の目的

本訓練は、災害想定の下で実践的な訓練を行うことにより、平常時使用している通信手段が使用できない状況下における大規模災害等を踏まえた非常通信ルートの検証を行うと同時に、関係機関との連携を図り、訓練参加者の非常通信に関する認識の向上及び実効性を図ることを目的とする。

#### (1) 内閣府と都道府県間の訓練

内閣府（消防庁経由）と都道府県間の通信ルート（以下「中央通信ルート」という。）の策定又は検証。

#### (2) 都道府県と被災想定市区町村間の訓練

ア 都道府県と市区町村間の通信ルート（以下「地方通信ルート」という。）の策定又は検証。

※ 地方通信ルートの策定にあたっては、非常通信事務必携に記載されている「地方通信ルート策定のための指針」を参照のこと。

イ 大規模災害により全ての地方通信ルートが破損等のために使用不可である状況下を想定した、非常通信の確保の方法の検討。

ウ 複数の市区町村が訓練に連携参加することによる市区町村同士間の通信ルートの検討。

(3) 被災想定市区町村と避難場所等（地域防災計画で指定されている避難場所等）の間の訓練  
必要に応じて、市町村防災行政無線や当該市区町村内に存在する自営系無線を活用した、被災想定市区町村役場と避難場所等の間における通信ルートの策定又は検証。

#### (4) 大規模災害等を踏まえた訓練

平時での想定を超える広域・大規模災害への対応力向上等に向け、非常用電源の確保や広域・大規模災害に対応できる通信ルートの柔軟な多ルート化等を可能な限り訓練内容に取り込む。また、衛星携帯電話や衛星回線等の災害に強い一定の通信ルートの確保を図り非常通信に活用すること。なお、訓練の被害想定は昨今の災害を踏まえ策定すること。

### 2 実施日時

令和2年11月19日（木）13時30分～

### 3 参加機関（地方通信ルート関係：8機関）

北海道（本庁、檜山振興局）、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町

### 4 災害想定

令和2年11月19日（木）13時30分頃、北海道南西沖を震源とした地震が発生し、檜山振興局管内で震度6強を観測した。管内全域では、住宅崩壊や土砂災害が発生し、さらに沿岸部においては3m以上の大津波を観測し、住民が避難を開始した。

### 5 訓練の条件

(1) 電気通信事業者が提供する通信設備は、輻輳等のため使用不可能だが、衛星携帯電話、自営系無線（MCA無線等）は使用可能とする。

- (2) 被災想定市町村にある北海道総合行政情報ネットワークの光有線回線(地上系回線)は、破損のため使用不可能とする。
- (3) その他、通常の通信ルート(平常時に使用している通信手段)は、通信途絶又は輻輳の発生のため使用不可能とし、地方通信ルート全てについても破損等のため使用不可能とする。
- (4) (1)～(3)を考慮し、訓練参加機関において、非常通信必携に定める非常通信ルート、又は、想定した非常通信ルートが使えない場合においては地域の実情に応じた臨時のルート(国等の公的機関の通信網の利用、電気通信事業者からの衛星電話の貸与等)を選択して実施する。

## 6 訓練の実施ルート(方法)

別紙のとおり

## 7 訓練報告関係

### (1) 訓練結果の総評

地域衛星通信ネットワーク(LASCOM)のFAXを利用した通信訓練(被害状況報告)であったが、参加自治体が檜山振興局管内の7市町村と例年より少数であったため、例年発生していた振興局での通信の輻輳もなく、地方ルート間(市町村ー北海道)は概ねスムーズに伝達された。参加機関からは、地域衛星通信ネットワークを使用して訓練したのは、非常時のルートとして現実的であり、有効な非常通信ルートとして評価されている。一方中央ルート(北海道ー内閣府)については国土交通省ルートによる往復での通信伝達訓練を行ったが、伝達時間が前年度(警察ルート)と比較して42分間短縮され、非常時にこのルートが有効に利用できるものとして評価される結果となった。今後もこのルートによる訓練を行うことにより有効性について検証をしていく必要がある。

### (2) 問題点及び課題並びにその改善方策

#### ア 通信機器のトラブルはなかったか(機器の故障、機器の取扱方法の未習熟)

- ・参加構成員の中には設備更新を行った自治体が存在したが、円滑に操作ができており特段の問題は発生しなかった。
- ・実際に使用することで利用方法の確認ができた。
- ・中央ルートについては今後もこのルートによる訓練を行うことにより、有効性について検証していくこととしたい。

#### イ 計画どおり通信できたか(ルートどおり実施されたか、異なる通信手段を用いていないか)

##### 【地方ルート】

- ・当初の計画どおり、地域衛星通信ネットワーク回線を利用したFAXにて情報の伝達を行った。

##### 【中央ルート】

- ・当初の計画どおり国土交通省ルートにより内閣府と通信文の往復による伝達訓練を行った。

#### ウ 訓練情報をきちんと取り扱っているか(訓練用紙の使い方の誤り、指示した訓練用紙を使っているか)

- ・問題なし。

#### エ 大幅な遅延区間はなかったか

- ・地方ルートにおいては、例年発生していた振興局での通信の輻輳が原因と思われる遅延も発生せず円滑に伝達が完了した。国土交通省ルートによる中央ルートにおいては、

前年度と比較して42分間（前年度：1時間19分、今年度37分）も時間を短縮できた。

オ 大規模災害等を踏まえた訓練内容を実施できたか（非常用発電機を実際に稼働した訓練を行ったか等）

- ・今回は想定しなかった。

カ 今後の課題

- ・北海道の中央ルートは通常と非常ルートを併せて現在4ルートを設定しているが、これは全国最小ルート数となっている。（参考：最多は大阪府の12ルート）新たなルート設定の必要性について、北海道と検討していく必要があると考えている。

(3) 策定した地方通信ルートの検証

ア 訓練で実施した地方通信ルートの有効性

- ・衛星を使用した通信ルートについては、非常時においても有効であると考えている。
- ・ただし、多くの市町村を所管する振興局では、FAX受信が輻輳することにより遅延が生じる可能性が高く、複数のFAX機器を設置するか、送信側に対し時間差等の対応をお願いするといった対策が考えられるが、緊急災害時連絡という観点からは機器（回線含む）の増設が必要と考える。
- ・また別途取り組んだ非常通信体制の総点検において、北海道内においては地域衛星通信ネットワーク（LASCOM）以外の対衛星通信機器を保有していない自治体が多く存在していることが判明したことから、非常時等に備え機会を捉えて、できる限り衛星携帯電話の保有について検討するよう求めていくこととしたい。

イ 地域防災計画及び地方通信ルートの検証

- ・通信ルートの適正化等について継続的に見当を行う。

(4) 複数市区町村の訓練参加（実施状況及びその結果）

- ・檜山振興局管内の市町村が参加した。（7町）

(5) その他（訓練への提案・意見等）

- ・特になし

以 上

### 第83回全国非常通信訓練・中央通信ルート詳細

都道府県	訓練実施日時(起点)	ルート(上段: 往信時刻、下段: 復信時刻)				
北海道	令和2年11月19日 市区町村の災害情報をと りまとめ終了次第	14:18 → 北海道 14:55 ←	(水防) 国土交通省大臣 官房技術調査課 電気通信室 ←	(中防) 消防庁 ←	(中防) 内閣府 ←	( ) ←

回線種別の略式記号について			
中防	: 中央防災無線(地上系)	中星	: 中央防災無線(衛星系)
警察	: 警察用通信回線	消防	: 消防防災無線(地上系)
水防	: 水防道路用無線	海保	: 海上保安用通信回線
防衛	: 防衛用通信回線	電力	: 電気事業者用通信回線
地星	: 地域衛星通信ネットワーク	県防	: 都道府県防災行政無線(地上系)
市同	: 市町村防災行政無線(同報系)	市移	: 市町村防災行政無線(移動系)
消救	: 消防・救急無線	相互	: 防災相互通信用無線
専用	: 電気通信事業者の専用回線	孤立	: 孤立防止用無線
非常	: 非常波(4, 630KHz)	自営	: 前記以外の自営の通信網

### 第83回全国非常通信訓練・地方通信ルート詳細

都道府県	市区町村	訓練開始日時	ルート（上段：往信時刻、下段：復信時刻）							
北海道	江差町	2020/11/19 13時30分	13:30 →	13:30 14:08 →	14:18 14:19 →	→	→	→	→	→
			江差町 (地星)	檜山振興局 (地星)	北海道 ( )	国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室 ( )	( )	( )	( )	( )
	上ノ国町	2020/11/19 13時30分	15:03 ←	15:02 15:00 ←	14:55 14:51 ←	←	←	←	←	←
			13:30 →	13:40 14:08 →	14:18 14:19 →	→	→	→	→	→
	厚沢部町	2020/11/19 13時30分	15:04 ←	15:02 15:00 ←	14:55 14:51 ←	←	←	←	←	←
			13:35 →	13:36 14:08 →	14:18 14:19 →	→	→	→	→	→
	乙部町	2020/11/19 13時30分	15:05 ←	15:02 15:00 ←	14:55 14:51 ←	←	←	←	←	←
			13:30 →	13:32 14:08 →	14:18 14:19 →	→	→	→	→	→
奥尻町	2020/11/19 13時30分	15:07 ←	15:02 15:00 ←	14:55 14:51 ←	←	←	←	←	←	
		13:50 →	14:05 14:08 →	14:18 14:19 →	→	→	→	→	→	
今金町	2020/11/19 13時30分	15:08 ←	15:02 15:00 ←	14:55 14:51 ←	←	←	←	←	←	
		13:34 →	13:34 14:08 →	14:18 14:19 →	→	→	→	→	→	
せたな町	2020/11/19 13時30分	15:10 ←	15:02 15:00 ←	14:55 14:51 ←	←	←	←	←	←	
		13:32 →	13:45 14:08 →	14:18 14:19 →	→	→	→	→	→	
			15:11 ←	15:02 15:00 ←	14:55 14:51 ←	←	←	←	←	←
			( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

回線種別の略式記号について

中防：中央防災無線（地上系）	中星：中央防災無線（衛星系）
警察：警察用通信回線	消防：消防防災無線（地上系）
水防：水防道路用無線	海保：海上保安用通信回線
防衛：防衛用通信回線	電力：電気事業者用通信回線
地星：地域衛星通信ネットワーク	県防：都道府県防災行政無線（地上系）
市同：市町村防災行政無線（同報系）	市移：市町村防災行政無線（移動系）
消救：消防・救急無線	相互：防災相互通信用無線
専用：電気通信事業者の専用回線	孤立：孤立防止用無線
非常：非常波（4, 630KHz）	自営：前記以外の自営の通信網

その他：その他の通信回線  
 ※衛星携帯電話を用いる場合は、「衛携」と表示すること。

## 令和2年度 北海道地方非常通信訓練の実施結果

### 1 訓練の目的

本訓練は、災害想定の下で実践的な訓練を行うことにより、平常時使用している通信手段が使用できない状況における大規模災害等を踏まえた非常通信ルートの検証を行うと同時に、関係機関との連携を図り、訓練参加者の非常通信に関する認識の向上を図ることを目的とする。

#### (1) 北海道と被災想定市町村間の訓練

ア 非常通信必携（令和2年7月改訂北海道地方非常通信協議会発行）に掲載されている「地方通信ルート策定のための指針」に基づく、北海道と市町村間の通信ルート（以下「地方通信ルート」という。）の策定又は検証。

イ 大規模災害により全ての地方通信ルートが破損等のために使用不可である状況を想定した非常通信の確保の方法の検討。

ウ 複数の市町村が訓練に連携参加することによる市町村同士間の通信ルートの検討。

### 2 実施日時

令和2年12月9日（木）9時30分から

### 3 参加機関(6機関)

北海道（本庁、根室振興局）、根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町

### 4 災害想定

令和2年12月9日(木)9時30分頃、根室半島南東沖を震源とした大規模地震が発生し、根室振興局管内では震度6強を観測した。管内全域では、住宅崩壊や土砂災害が発生し、さらに沿岸部においては3M以上の大津波を観測し住民が避難を開始した。

### 5 訓練の条件

(1) 電気通信事業者が提供する通信設備は、輻輳等のため使用不可能だが、衛星携帯電話、自営系無線（MCA無線等）は使用可能とする。

(2) 被災想定市町村にある北海道総合行政情報ネットワークの光有線回線(地上系回線)は、破損等のため使用不可能とする。

(3) その他、通常の通信ルート（平常時に使用している通信手段）は、通信途絶又は輻輳の発生のため使用不可能とし、地方通信ルート全てについても破損等のため使用不可能とする。

(4) (1)～(3)を考慮し、訓練参加機関において、非常通信必携に定める非常通信ルート、または、想定した非常通信ルートが使えない場合においては地域の実情に応じた臨時のルート（国等の公的機関の通信網の利用、電気通信事業者からの衛星電話の貸与等）を選択して実施する。

### 6 訓練の実施ルート（方法）

別紙のとおり

### 7 訓練報告関係

(1) 訓練結果の総評

計画段階で多様なルートの使用の検討が行われたが、昨年度地星ルート（地域衛星通信ネットワーク）でのFAX機能が不調で断念した経験から、今年度も同ルートでの訓練を実施した結果、特に問題はなく有効な非常通信ルートとして活用できることを確認した。

(2) 問題点及び課題並びにその改善方策

ア 通信機器のトラブルはなかったか（機器の故障、機器の取扱方法の未習熟）

- ・特に問題はなかった。

イ 計画どおり通信できたか（ルートどおり実施されたか、異なる通信手段を用いていないか）

- ・計画どおり通信を実施できた。

ウ 訓練情報をきちんと取り扱っているか（訓練用紙の使い方の誤り、指示した訓練用紙を使っているか）

- ・想定した災害情報に沿った内容で伝達訓練が実施されており、特に問題はなかった。

エ 大幅な遅延区間はなかったか

- ・特に大きな遅延はなかった。

オ 大規模災害等を踏まえた訓練内容を実施できたか（非常用発電機を実際に稼働した訓練を行ったか等）

- ・特記事項なし。

カ 今後の課題

- ・振興局への通信の輻輳に対する対策が必要。
- ・自席から離れた場所にFAXが設置されており、FAXは受信したことがわかりにくいという意見があった。
- ・衛星携帯電話を保有することで、地上系の非常通信ルートを削除する自治体が増えてきているが、衛星通信も回線数が限られており万能な通信手段ではないため、複数の地上系非常通信ルートを設定保持することが必要である。

(3) 策定した地方通信ルート

ア 訓練で実施した地方通信ルートの有効性

- ・有効

イ 地域防災計画及び地方通信ルートの検証

- ・整合性はとれている

(4) 複数市区町村の訓練参加（実施状況及びその結果）

- ・根室振興局管内の5市町が参加した。

(5) その他（訓練への提案・意見等）

- ・特になし。

以 上

令和2年度 北海道地方非常通信訓練・地方通信ルート詳細

資料2 別紙

都道府県	市区町村	訓練開始日時	ルート（上段：往信時刻、下段：復信時刻）										
北海道	根室市	12月9日	9:33	→	9:34	10:01	→	10:06	→	→	→	→	→
		9:30	根室市 (地星)	根室振興局 (地星)	北海道 ( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	別海町	12月9日	10:21	←	10:16	10:14	←	10:10	←	←	←	←	←
		9:30	別海町 (地星)	根室振興局 (地星)	北海道 ( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	中標津町	12月9日	10:23	←	10:16	10:14	←	10:10	←	←	←	←	←
		9:30	中標津町 (地星)	根室振興局 (地星)	北海道 ( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	標津町	12月9日	10:26	←	10:16	10:14	←	10:10	←	←	←	←	←
9:30		標津町 (地星)	根室振興局 (地星)	北海道 ( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
羅臼町	12月9日	10:30	←	10:16	10:14	←	10:10	←	←	←	←	←	
	9:30	羅臼町 (地星)	根室振興局 (地星)	北海道 ( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
			10:32	←	10:16	10:14	←	10:10	←	←	←	←	
			( )	→	( )	→	( )	→	( )	→	( )	→	
			( )	→	( )	→	( )	→	( )	→	( )	→	
			( )	→	( )	→	( )	→	( )	→	( )	→	

回線種別の略式記号について

中防：中央防災無線（地上系）	中星：中央防災無線（衛星系）
警防：警察用通信回線	消防：消防防災無線（地上系）
水防：水防道路用無線	海保：海上保安用通信回線
防衛：防衛用通信回線	電力：電気事業者用通信回線
地星：地域衛星通信ネットワーク	県防：都道府県防災行政無線（地上系）
市同：市町村防災行政無線（同報系）	市移：市町村防災行政無線（移動系）
消救：消防・救急無線	相互：防災相互通信無線
専用：電気通信事業者の専用回線	孤立：孤立防止用無線
非常：非常波（4.630KHz）	自営：前記以外の自営の通信網
その他：その他の通信回線	

※衛星携帯電話を用いる場合は、「衛携」と表示すること。

## 過去の非常通信訓練の実施状況（全国・地方）

## 1 全国非常通信訓練（過去抜粋）

実施日時	災害想定	参加機関（地方通信ルート関係分）
令和2年 11月19日(火) 13時30分～	北海道南西沖を震源とした地震が発生し、檜山振興局管内で震度6強を観測した。管内全域では、住宅崩壊や土砂災害が発生し、更に沿岸部においては3m以上の大津波を観測し避難した。	北海道（本庁 檜山振興局）、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町
令和元年 12月18日(水) 9時30分～	札幌西活断層を震源とした地震が発生し、石狩振興局管内で震度6強を観測した。管内全域では、住宅崩壊の他に多数の地区において土砂災害が発生して住民が避難した。	北海道（本庁 石狩振興局）、札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村
平成30年 11月29日(木)	積丹半島北東部を震源とした地震が発生し、後志総合振興局管内で震度6強を観測した。管内全域では、住宅崩壊の他に多数の地区において土砂災害が発生して住民が避難した。	北海道（本庁 後志総合振興局）、小樽市、島牧村、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
平成29年 11月29日(月)	空知総合振興局管内の新十津川町夫婦山東麓を震源とする震度6強の地震が発生。	北海道（本庁 空知総合振興局）、夕張市、岩見沢市、美瑛市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町

平成 28 年 11 月 21 日(月)	北海道北東沖を震源とする地震が発生し、宗谷総合振興局管内で震度 5 強を観測した。また、沿岸に津波警報が出され、多数の住民及び観光客が市町村内の高台に避難した。	北海道（本庁 宗谷総合振興局）、 稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、 枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、 利尻富士町、幌延町
平成 27 年 11 月 11 日(水)	北海道東南沖を震源とする地震が発生し、沿岸に津波警報が出され、多数の住民及び観光客が市町村内の高台に避難。	北海道（本庁、十勝総合振興局）、 帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、 鹿追町、新得町、清水町、芽室町、 中札内村、大樹町、幕別町、池田町、 豊頃町、足寄町、陸別町、浦幌町
平成 26 年 11 月 12 日(水)	北海道東南沖を震源とする地震が発生。沿岸に津波警報が出され、多数の住民及び観光客が市町村の高台に避難。	北海道（本庁、渡島総合振興局） 函館市、北斗市、松前町、福島町、 知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、 森町、八雲町、長万部町、函館消防署、 知内消防署、福島消防署、 木古内消防署
平成 25 年 11 月 27 日(水) 13 時 30 分～	北海道北西沖を震源とする地震が発生。多数の住民及び観光客が高台に避難。	北海道（本庁、留萌振興局）、 留萌市、増毛町、小平町、苫前町、 羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
平成 24 年 11 月 22 日(木) 09 時 00 分～	北海道北方を震源とする地震が発生。多数の住民及び観光客が高台や近隣市町村の避難所に避難。	北海道（本庁、宗谷総合振興局）、 稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、 枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、 利尻富士町、幌延町
平成 23 年 11 月 18 日(金) 13 時 30 分～	日高沖を震源とする地震が発生。多数の住民が高台の避難所に避難。	北海道（本庁、日高振興局）、 日高町、平取町、新冠町、浦河町、 様似町、えりも町、新ひだか町
平成 22 年 6 月 11 日(金) 13 時 30 分～	オホーツク海沖を震源とする地震が発生。紋別市、興部町及び雄武町で被災。	北海道（本庁、オホーツク総合振興局）、 紋別市、興部町、雄武町、紋別地区消 防組合（消防本部、興部支署、雄武支 署）、網走地区消防組合（消防本部）、 電源開発株式会社北海道支店、日本放 送協会（北見放送局）

(参加機関は順不同)

2 北海道地方非常通信訓練（過去5年分）

実施日時	災害想定	参加機関
令和2年 12月9日(水) 9時30分～	根室半島南東沖を震源とした大規模地震が発生し、根室振興局管内では震度6強を観測した。管内全域では、住宅崩壊や土砂災害が発生し、さらに沿岸部においては3M以上の大津波を観測し住民が避難を開始した。	北海道（本庁、根室振興局）、根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
令和元年 12月19日(木) 9時30分～	浦河町南西沖約20kmを震源とした大規模地震が発生し、日高振興局管内では震度6強を観測した。管内全域では、住宅崩壊や土砂災害が発生し、さらに沿岸部においては3M以上の大津波を観測し住民が避難を開始した。	北海道（本庁、日高振興局）、日高町、平取町、新冠町、様似町、えりも町、新ひだか町
平成30年 12月13日(木) 13時30分～	択捉島沖の千島海溝を震源とした大規模地震が発生し、釧路総合振興局管内では震度6強を観測した。管内全域では、住宅崩壊や土砂災害が発生し、さらに沿岸部においては3M以上の大津波を観測し住民が避難を開始した。	北海道（本庁、釧路総合振興局）、釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
平成29年 12月7日(水) 13時30分～	積丹半島北東部を震源とした大規模地震が発生し、後志総合振興局管内では震度6強を観測した。管内全域では、住宅崩壊の他に多数の地区において土砂災害が発生して住民が避難を開始した。	北海道（本庁、後志総合振興局）、小樽市、島牧村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村

<p>平成 28 年 11 月 16 日(水) 13 時 00 分～</p>	<p>長沼町を震源とする直下型地震が発生し、空知総合振興局管内で震度 7 を観測。管内全域では、住宅崩壊の他に多数の地区において土砂災害が発生して住民が避難を開始。</p>	<p>北海道（本庁、空知総合振興局）、夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町</p>
<p>平成 28 年 11 月 8 日(火) 14 時 00 分～</p>	<p>石狩地方北部を震源とする震度 6 強の地震発生を想定し、タコ無線を利用した通信訓練として、固定電話及び携帯電話などが使用不可能な状況を想定し、タコ無線を使用して、石狩市内の損害状況を石狩市へ伝達し、さらに石狩市から石狩振興局への伝言についてタコ無線を使用して伝達を行い、その有効性を確認する等訓練を実施。</p>	<p>北海道石狩振興局、石狩市、一般社団法人北海道ハイヤー無線協会</p>
<p>平成 28 年 3 月 1 日(火) 13 時 00 分～ (※計画のみ)</p>	<p>新ひだか町を震源とする直下型地震が発生し、日高振興局管内で震度 7 を観測。管内全域では、住宅崩壊の他に多数の地区において土砂災害が発生して住民が避難を開始。</p>	<p>北海道（本庁、日高振興局）、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、</p>

(参加機関は順不同)

## 令和2年度の非常通信体制の総点検結果

## 1 総点検の実施期間、点検対象(無線局総数等)及び点検結果について

(1) 点検実施日	令和2年9月1日 ~ 12月31日		
(2) 点検対象			
① 無線局総数	46,530 (点検対象局数)	46,352 (点検実施局数)	223 (回答団体数)
市町村	5,732	5,609	129
都道府県	45	45	1
その他機関	40,753	40,698	93
② 有線設備(任意)	149	148	23

(3) 点検結果				
		①無線設備	②空中線	③-1電源設備
市町村	良	5,567	5,597	5,557
	否	42	12	52
都道府県	良	45	45	45
	否	0	0	0
その他機関	良	40,654	40,689	40,677
	否	44	9	21
		③-2非常用電源設備	④管理体制	⑤有線設備(任意)
市町村	良	1,931	5,601	37
	否	4	8	0
都道府県	良	31	45	0
	否	0	0	0
その他機関	良	17,465	40,698	111
	否	5	0	0

## 2 令和2年度総点検の取組、評価及び今後の取組について

令和2年度の取組	令和2年8月に総点検の依頼を各団体あて通知したところ、222の構成員から、総点検の報告があった。前年度と比較して点検機関数が約11%、点検実施局数が約13%増加した。
評価	<p>経年劣化が原因と思われる故障報告が散見されるが、一部には交換部品が調達できず、修理不能の機器も存在しており、設置環境や耐用年数を考慮した計画的な機器の調達が望まれる。</p> <p>部位としては無線設備回路不良及び電源部のバッテリー不良のものが目立っている。</p>
今後の取組	<p>前年度と比較し報告機関数約11%増に対し、衛星携帯電話の保有台数は前年度比約46%増加しており、平時に使用している地上系電気通信設備の通信途絶に備え、衛星携帯電話をバックアップ用機器として整備している構成員が急速に増加しているという印象を受けた。今後も通常通信ルート途絶に備え、構成員に対し新たな非常通信ルート増加のため、協力要請及び情報提供等を行っていくこととする。</p>

### 北海道地方非常通信協議会関係規程類

- 北海道地方非常通信協議会会則 . . . . . 16
- 北海道地方非常通信協議会非常通信要請会議規程 . . . . . 20
- 北海道地方非常通信協議会表彰規程 . . . . . 22

# 北海道地方非常通信協議会会則

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この会は、北海道における電波法74条第1項に規定する通信及びその他非常時において用いられる必要な通信（以下、合わせて「非常通信」という。）の円滑な運用を図ることを目的とする。

### (名称)

第2条 この会は、北海道地方非常通信協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 非常通信の運用計画の策定
- (2) 非常通信の訓練
- (3) 非常通信の要請に関する協議
- (4) 非常通信の取扱要請
- (5) 非常通信に関する周知指導
- (6) その他協議会の目的達成に必要な事項

### (構成)

第4条 協議会は、次のものをもって構成する。

- (1) 無線局の免許（承認）を受けた機関又は団体
  - (2) 防災関係機関又は団体
  - (3) 有線電気通信設備の設置者又は設置者の団体
  - (4) その他、非常通信の運用に密接な関係を有する機関又は団体
- 2 協議会への加入は、会長が決定し、総会に報告する。
- 3 前項の加入手続きは、別紙に定める様式により行うものとする。
- 4 前項の別紙（加入申込書）に記載された申込団体（代表者）を協議会の構成員とする。

## 第2章 役員等

### (役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
  - (2) 幹 事 若干名
- 2 会長は、北海道総合通信局長とする。
- 3 幹事は、総会の承認を経て構成員を選出し、選出された構成員が指名した者とする。

### (役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 幹事は、総会の議決又は会長の指示に基づき、必要な事務を処理する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、次期総会までとする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に異動があった場合は、その役員の後任者が残任期間その職務を行う。

(委員)

第8条 協議会に委員を置く。

2 委員は、構成員が指名した者とする。

3 委員は、総会の構成員として、第11条第5項に定める事項を審議、決定する。

4 委員の任期は、第7条の規定を準用する。

(役員等の異動)

第9条 構成員は、所属の幹事及び委員に異動があった場合は、すみやかに会長に報告するものとする。

### 第3章 会議

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会、幹事会及び要請会議とする。

(総会)

第11条 総会は、役員及び委員をもって構成する。

2 総会は、毎事業年度1回開催する。

ただし、会長が特に認める場合には、臨時に総会を開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、委員の過半数の出席をもって成立し、その議決は、出席者の過半数をもって決する。

やむを得ない理由のため、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、議長を代理人として表決を委任することができる。

なお、表決の委任者は総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決事項は、次のとおりとする。

(1) 会則の改正

(2) 事業計画

(3) その他本会の運営上重要と認められる事項

(幹事会)

第12条 幹事会は、幹事及び事務局長をもって構成する。

2 幹事会は、年度中1回以上開催するものとし、会長が招集する。

3 幹事会は、幹事の過半数をもって成立し、その議決は、出席者の過半数をもって決する。

4 幹事会の審議事項は、次のとおりとする。

(1) 総会に提出する事項

(2) 要請会議規程及び表彰規程の改廃

(3) 事業の実施及び協議会の運営に関する事項

(要請会議)

第13条 第3条の要請を遂行するため要請会議を設置する。

2 要請会議の細目は、幹事会の議を経て会長が別に定める。

#### 第4章 事務局

第14条 協議会に事務局を設ける。

2 事務局は、北海道総合通信局無線通信部陸上課内に置く。

3 事務局は、協議会の会務執行に必要な事務を処理する。

4 事務局に事務局長及び事務局員若干名を置く。

5 事務局長は、北海道総合通信局無線通信部陸上課長とする。

6 事務局長は、総会の決定した方針に基づき常務の運用にあたり、かつ、会長の命を受け、協議会の庶務をつかさどる。

7 事務局員は、協議会の庶務を処理する。

#### 第5章 表彰

第15条 会長は、協議会の目的達成に寄与し、かつ、その功績が著しい個人又は団体の表彰を行うことができる。

2 表彰の基準、手続き等に関する細目は、幹事会の議を経て会長が別に定める。

#### 附 則

この会則は、昭和32年8月20日から施行する。

一部改正 昭和37年5月15日

一部改正 昭和56年5月21日

一部改正 昭和60年5月28日

一部改正 平成元年5月28日

一部改正 平成4年4月22日

一部改正 平成6年4月21日

一部改正 平成7年4月18日

一部改正 平成13年6月5日

一部改正 平成18年4月24日

一部改正 平成23年5月13日

一部改正 平成25年7月3日

一部改正 令和元年6月26日

別紙（第4条関係）

## 加 入 申 込 書

年 月 日

北海道地方非常通信協議会会長 殿

〒

（申込団体）住 所

名 称

代表者

印

北海道地方非常通信協議会の趣旨に賛同し、加入いたします。

記

< 委員及び連絡担当者を記入願います。 >

	役 職	氏 名	連絡先電話・FAX
委 員			
連 絡 担 当 者			TEL FAX
(時間外等緊急連絡先)			TEL FAX
連絡先・メールアドレス（個人、組織のどちらかを記入してください。） e-mail:			

# 北海道地方非常通信協議会非常通信要請会議規程

## (目的)

第1条 この規程は、会則第13条の規定に基づき、非常通信の取扱いを構成員に要請するための手続を定めることを目的とする。

## (要請の対象)

第2条 非常通信の取扱要請は、次の場合を対象とする。

- (1) 構成員から非常通信の確保の協力を求められた場合。
- (2) その他非常通信の取扱要請を行うことが必要な場合。

## (非常通信の取扱要請の手順)

第3条 構成員に対し独自に、あるいは他の協議会からの依頼により非常通信の取扱要請を行うことができる。

## (要請への協力)

第4条 議長から、非常通信の取扱要請を受けた構成員は、自己の責任においてこれに協力することとする。

## (要請会議の構成)

第5条 要請会議は、議長、副議長及び若干名の議員で構成する。

- 2 議長及び副議長は、議員の中から会長が指名する。
- 3 議員は、構成員が指名した委員の中から会長が指名する。

## (任 務)

第6条 議長、副議長及び議員は、次の任務を行うものとする。

- (1) 議長は、要請会議を代表し、会務を統括する。
- (2) 議長は、非常通信の取扱要請を行う。
- (3) 副議長は、議長を補佐し議長が事故ある時はその職務を代行する。
- (4) 議員は、非常通信の取扱いに関する協議を行う。

## (任 期)

第7条 議長、副議長及び議員の任期は、次期総会までとする。なお、任期の途中において異動があった場合の新任者の任期は前任者の残任期間とする。

## (要請会議の開催)

第8条 要請会議は、議長が招集する。

- 2 要請会議は、非常通信の取扱要請を行う時期及び機関などについて協議する。
- 3 時間的余裕がない場合は、議長自ら要請を行うことができる。

## (規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、幹事会での議決によるものとする。

附 則

この規程は、平成元年9月7日から施行する。

一部改正 平成7年4月18日

一部改正 平成13年6月5日

一部改正 平成23年5月13日

一部改正 平成25年5月30日

# 北海道地方非常通信協議会表彰規程

## (目的)

第1条 この規程は、会則第15条の規定に基づき、会長が行う表彰の基準及び手続きを定めることを目的とする。

## (表彰の基準)

第2条 表彰は、次に掲げる事項の一に該当する個人または団体について行う。

- (1) 非常通信の実施について、特に功績があった者。
- (2) 協議会の運営について、特に功績があった者。

## (表彰の手続)

第3条 表彰は会長が行う。

- (1) 協議会の委員は、前条の基準に該当し、表彰することが適当と認められる者があるときは、推薦書(別紙)をもって会長に推薦するものとする。
- (2) この推薦は、毎年3月末日までに提出するものとする。
- (3) 被表彰者の選定は、幹事会の承認により行うものとする。

## (表彰の方法)

第4条 表彰は表彰状又は感謝状を授与して行う。

## (表彰の時期)

第5条 表彰は定期総会において行う。

## (その他)

第6条 この規程の改廃は、幹事会での議決によるものとする。

## 附 則

この規程は、昭和38年5月23日から施行する。

一部改正 昭和56年5月21日

一部改正 平成7年4月18日

一部改正 平成10年3月26日

一部改正 平成13年6月5日

一部改正 平成23年5月13日

一部改正 令和元年5月21日

別紙（第3条関係）

## 被表彰候補者推薦書

年 月 日

北海道地方非常通信協議会会長 殿

推薦者氏名

印

---

北海道地方非常通信協議会表彰規程第3条の規定により、下記のとおり推薦します。

### 記

- 1 被表彰者候補名
  
- 2 事績の概要等  
別添の功績調書記載のとおり
  
- 3 報道資料等
  
- 4 特記事項

別添（第3条関係）

## 被表彰者功績調書

推薦者	
被表彰者 所属名又は住所	
(ふりがな) 被表彰者 個人又は団体名	
業績の概要	
業績の詳細	
備考	

(注) 被表彰者が2名以上のときは推薦順位を付すこと。

# 北海道地方非常通信協議会

## 構成員一覽

令和3年7月12日現在

機関名	住所	電話	FAX
北海道総合通信局	札幌市北区北8条西2丁目	011-709-2311(4651)	011-709-5541
北海道開発局	札幌市北区北8条西2丁目	011-709-2311(5338)	011-709-2143
第一管区海上保安本部	小樽市港町5-2	0134-27-0118(3255)	0134-27-6187
札幌管区気象台	札幌市中央区北2条西18丁目2	011-611-6250	011-644-9674
北海道森林管理局	札幌市中央区宮の森3条7丁目70	011-622-5246(352)	011-614-2652
陸上自衛隊 北部方面總監部	札幌市中央区南26条西10丁目	011-511-7116(2562)	011-511-7116(3828)
北海道警察本部	札幌市中央区北2条西7丁目	011-251-0110(5726)	011-219-2409
北海道警察情報通信部	札幌市中央区北2条西7丁目	011-251-0110(6063)	011-251-0306
北海道(総合政策部)	札幌市中央区北3条西6丁目1	011-231-4111(23-583)	011-232-3962
北海道(総務部)	札幌市中央区北3条西6丁目1	011-231-4111(22-574)	011-231-4314
札幌市	札幌市中央区北1条西2丁目	011-211-3062	011-218-5115
函館市	函館市東雲町4-13	0138-21-3648	0138-27-6489
小樽市	小樽市花園2丁目12-1	0134-32-4111(441)	0134-25-9955
旭川市	旭川市東光27条8丁目	0166-33-9969	0166-33-9936
室蘭市	室蘭市幸町1-2	0143-25-2244	0143-25-2503
釧路市	釧路市黒金町8丁目2	0154-31-4207	0154-23-5180
帯広市	帯広市西5条南7丁目1	0155-65-4103	0155-23-0151
北見市	北見市大通西3丁目1番地1	0157-33-3801	0157-25-0534
夕張市	夕張市清水沢宮前町20	0123-53-4121	0123-53-4123
岩見沢市	岩見沢市鳩が丘1丁目1-1	0126-23-4111(428)	0126-23-6019
網走市	網走市南6条東4	0152-44-6111(327)	0152-43-5404
留萌市	留萌市幸町1丁目11	0164-56-5005	0164-43-8778
苫小牧市	苫小牧市旭町4丁目5-6	0144-32-6280	0144-33-0474
稚内市	稚内市中央3丁目13-15	0162-23-6380	0162-23-3350
美唄市	美唄市西3条南1丁目1-1	0126-62-3131(2123)	0126-62-1088
芦別市	芦別市北1条東1丁目3	0124-27-7058	0124-22-9696
江別市	江別市高砂町6	011-381-1407	011-381-1070
赤平市	赤平市泉町4丁目1	0125-32-2211	0125-32-5033
紋別市	紋別市幸町2丁目1-18	0158-24-2111	0158-24-6925
士別市	士別市東6条4丁目1	0165-23-3121	0165-22-1934
名寄市	名寄市大通南1丁目1	01654-3-2111(3328)	01654-2-5644
三笠市	三笠市若松町9番地	01267-2-7777	01267-2-2578
根室市	根室市常盤町2丁目27	0153-23-6111	0153-24-8692
千歳市	千歳市東雲町2丁目34	0123-24-0144	0123-22-8852
滝川市	滝川市大町1丁目2-15	0125-28-8003	0125-23-5775
砂川市	砂川市西6条北3丁目1-1	0125-54-2121(369)	0125-54-2568
歌志内市	歌志内市字本町5	0125-42-3212	0125-42-4111
深川市	深川市2条17-17	0164-26-2215	0164-22-8134
富良野市	富良野市弥生町1-1	0167-39-2300	0167-23-2120
登別市	登別市中央町6丁目11	0143-84-1172	0143-85-1108
恵庭市	恵庭市京町1	0123-33-3131(2242)	0123-33-3137
伊達市	伊達市鹿島町20-1	0142-82-3162	0142-23-4414
北広島市	北広島市中央4丁目2-1	011-372-3311(3342)	011-372-0888
石狩市	石狩市花川北6条1丁目30-2	0133-72-3190	0133-75-2275
北斗市	北斗市中央1丁目3-10	0138-73-3111(212)	0138-73-6970
南幌町	空知郡南幌町栄町3丁目2-1	011-378-2121(228)	011-378-2131
奈井江町	空知郡奈井江町字奈井江11	0125-65-2111	0125-65-2809
上砂川町	空知郡上砂川町中央北1条5-1-7	0125-62-2011	0125-62-3773
由仁町	夕張郡由仁町新光200番地	023-83-2111	0123-83-3020
長沼町	夕張郡長沼町中央北1丁目1-1	0123-76-8014	0123-82-5220
栗山町	夕張郡栗山町松風3丁目252	0123-73-7501	0123-72-8855
月形町	樺戸郡月形町1219	0126-53-2321	0126-53-4373
浦臼町	樺戸郡浦臼町字ウラウスナイ183-15	0125-68-2111	0125-68-2285
新十津川町	樺戸郡新十津川町字中央301-1	0125-76-2131	0125-76-2785
妹背牛町	雨竜郡妹背牛町字妹背牛5200	0164-32-2411	0164-32-2290
秩父別町	雨竜郡秩父別町2条2丁目	0164-33-2111	0164-33-3466
雨竜町	雨竜郡雨竜町字フシコウリウ104	0125-77-2211	0125-78-3122
北竜町	雨竜郡北竜町字和11-1	0164-34-2111	0164-34-2117
沼田町	雨竜郡沼田町南1条3丁目6-53	0164-35-2111	0164-35-2393
当別町	石狩郡当別町白樺町58-9	0133-23-2330	0133-23-3206
新篠津村	石狩郡新篠津村第47線北13	0126-57-2111	0126-57-2226
島牧村	島牧郡島牧村字泊83	0136-75-6265	0136-75-6216
寿都町	寿都郡寿都町字渡島町140-1	0136-62-2511	0136-62-3431
黒松内町	寿都郡黒松内町字黒松内302-1	0136-72-3311	0136-72-3316
蘭越町	磯谷郡蘭越町258-5	0136-57-5111	0136-57-5112
二セコ町	虻田郡二セコ町字富士見47	0136-44-2121	0136-44-3500
真狩村	虻田郡真狩村字真狩118	0136-45-3610	0136-45-3162
留寿都村	虻田郡留寿都村字留寿都175	0136-46-3131	0136-46-3545
喜茂別町	虻田郡喜茂別町字喜茂別123	0136-33-2211	0136-33-3577
京極町	虻田郡京極町字京極527	0136-42-2111	
倶知安町	虻田郡倶知安町北1東3-3	0136-56-8000	0136-23-2044
共和町	岩内郡共和町南幌似38-2	0135-73-2011(224)	0135-73-2288
岩内町	岩内郡岩内町字高台134-1	0135-62-1011	0135-62-3465
泊村	古宇郡泊村大字茅沼村字臼別191-7	0135-75-2877	0135-75-3168
神恵内村	古宇郡神恵内村大字神恵内村81-4	0135-76-5011	0135-76-5544
積丹町	積丹郡積丹町大字美国町字船淵48-5	0135-44-2112	0135-44-2125
古平町	古平郡古平町大字浜町40-4	0135-42-2181	0135-42-3583
仁木町	余市郡仁木町西町1丁目36-1	0135-32-3953	0135-32-2700
余市町	余市郡余市町朝日町26	0135-21-2142	0135-21-2144
赤井川村	余市郡赤井川村字赤井川74-2	0135-34-6211	0135-34-6644
豊浦町	虻田郡豊浦町字船見町10	0142-83-1417	0142-83-2129
壮瞥町	有珠郡壮瞥町字滝之町245	0142-66-2121	0142-66-7001
白老町	白老郡白老町大町1丁目1-1	0144-85-3080	0144-82-4391
厚真町	勇払郡厚真町京町120	0145-27-2322	0145-27-2328
洞爺湖町	虻田郡洞爺湖町栄町58	0142-74-3004	0142-74-2121
安平町	勇払郡安平町早来大町95	0145-22-2511	0145-22-2026
むかわ町	勇払郡むかわ町美幸2-88	0145-42-2411	0145-42-2711

日高町	沙流郡日高町門別本町210-1	01456-2-5131	01456-2-5615
平取町	沙流郡平取町本町28	01457-2-2222	01457-2-2277
新冠町	新冠郡新冠町字北星町3-2	0146-47-2111(217)	0146-47-2600
浦河町	浦河郡浦河町築地1丁目3-1	0146-22-2311	0146-22-1240
様似町	様似郡様似町大通1丁目21	0146-36-2111(214)	0146-36-2662
えりも町	幌泉郡えりも町字本町206	01466-2-4612	01466-2-4633
新ひだか町	日高郡新ひだか町静内御幸町3丁目2-50	0146-43-2111	0146-43-3900
松前町	松前郡松前町字福山248-1	0139-42-2275	0139-46-2048
福島町	松前郡福島町字福島820	0139-47-3001	0139-47-4504
知内町	上磯郡知内町字重内21-1	01392-5-6161	01392-5-7166
木古内町	上磯郡木古内町字本町218	01392-2-3131	01392-2-3622
七飯町	亀田郡七飯町字本町6丁目1-1	0138-65-5797	0138-66-2054
鹿部町	茅部郡鹿部町字宮浜299	01372-7-2111	01372-7-3086
森町	茅部郡森町字御幸町144-1	01374-2-2181	01374-2-3244
八雲町	二世郡八雲町住初町138	0137-62-2111	0137-62-2120
長万部町	山越郡長万部町字長万部453-1	01377-2-2000	01377-2-4884
江差町	檜山郡江差町字中歌町193-1	0139-52-6711	0139-52-0234
上ノ国町	檜山郡上ノ国町字大留100	0139-55-2311	0139-55-2025
厚沢部町	檜山郡厚沢部町新町207	0139-64-3311	0139-67-2815
乙部町	爾志郡乙部町字緑町388	0139-62-2311(107)	0139-62-2939
奥尻町	奥尻郡奥尻町字奥尻806	01397-2-3402	01397-2-3445
今金町	瀬棚郡今金町字今金48-1	0137-82-0111	0137-82-3262
せたな町	久遠郡せたな町北檜山区徳島63-1	0137-84-5111	0137-84-4657
鷹栖町	上川郡鷹栖町南1条3丁目5-1	0166-87-2111(117)	0166-87-2196
東神楽町	上川郡東神楽町南1条西1丁目3-2	0166-83-2111	0166-83-4180
当麻町	上川郡当麻町3条東2丁目11-1	0166-84-2111(212)	0166-84-4883
比布町	上川郡比布町北町1丁目2-1	0166-85-4801	0166-85-2389
愛別町	上川郡愛別町字本町179	01658-6-5111	01658-6-5110
上川町	上川郡上川町南町180	01658-2-4062	01658-2-1220
東川町	上川郡東川町東町1丁目16-1	0166-82-2111	0166-82-3644
美瑛町	上川郡美瑛町本町4丁目6-1	0166-92-4316	0166-92-4414
上富良野町	空知郡上富良野町大町2丁目2-11	0167-45-6980	0167-45-5362
中富良野町	空知郡中富良野町本町9-1	0167-44-2122	0167-44-2127
南富良野町	空知郡南富良野町字幾寅	0167-52-2112	0167-52-2922
占冠村	勇払郡占冠村字中央	0167-56-2121	0167-56-2184
和寒町	上川郡和寒町字西町120	0165-32-2421	0165-32-4238
剣淵町	上川郡剣淵町仲町37-1	0165-26-9021	0165-34-2590
下川町	上川郡下川町幸町63	01655-4-2511	01655-4-2517
美深町	中川郡美深町字西町18	01656-2-1611	01656-2-1626
音威子府村	中川郡音威子府村字音威子府444-1	01656-5-3311	01656-5-8337
中川町	中川郡中川町字中川337	01656-7-2819	01656-7-2594
幌加内町	雨竜郡幌加内町字幌加内4699	0165-35-2121	0165-35-2127
増毛町	増毛郡増毛町弁天町3丁目61	0164-53-1111	0164-53-2348
小平町	留萌郡小平町字小平町216	0164-56-2111	0164-56-2110
苦前町	苦前郡苦前町字旭37-1	0164-64-2211	0164-64-2142
羽幌町	苦前郡羽幌町南町1-1	0164-62-1211	0164-62-1219
初山別村	苦前郡初山別村字初山別96-1	0164-67-2211	0164-67-2298
遠別町	天塩郡遠別町字本町3	01632-7-2111	01632-7-3965
天塩町	天塩郡天塩町新栄通8	01632-2-1001	01632-2-2464
猿払村	宗谷郡猿払村鬼志別西町172	01635-2-3131	01635-2-3812
浜頓別町	枝幸郡浜頓別町中央南1	01634-2-2345	01634-2-4766
中頓別町	枝幸郡中頓別町172-6	01634-6-1111	01634-6-1155
枝幸町	枝幸郡枝幸町本町916	0163-62-1234	0163-62-3353
豊富町	天塩郡豊富町大通6	0162-82-1001	0162-82-2806
礼文町	礼文郡礼文町大字香深村字トンナイ558-5	0163-86-1001	0163-86-1007
利尻町	利尻郡利尻町杓形字緑町14-1	0163-84-2345(214)	0163-84-3553
利尻富士町	利尻郡利尻富士町鷺泊字富士野6	0163-82-2850	0163-82-1253
幌延町	天塩郡幌延町宮園町1-1	01632-5-1111	01632-5-2971
美幌町	網走郡美幌町字東2条北2丁目25	0152-73-1111	0152-72-4869
津別町	網走郡津別町字幸町41	0152-76-2151	0152-76-2976
斜里町	斜里郡斜里町本町12	0152-23-3131	0152-23-4150
清里町	斜里郡清里町羽衣町13	0152-25-2131	0152-25-3571
小清水町	斜里郡小清水町元町2丁目1-1	0152-62-4470	0152-62-4198
訓子府町	常呂郡訓子府町東町398	0157-47-2112	0157-47-2600
置戸町	常呂郡置戸町字置戸181	0157-52-3311	0157-52-3353
佐呂間町	常呂郡佐呂間町字永代町3-1	01587-2-1211	01587-2-3368
遠軽町	紋別郡遠軽町1条通北3丁目	0158-42-4811	0158-42-3688
湧別町	紋別郡湧別町上湧別屯田市街地318番地	01586-2-2112	01586-2-2511
滝上町	紋別郡滝上町旭町	0158-29-2111	0158-29-3588
興部町	紋別郡興部町字興部710	0158-82-2131(313)	0158-82-2990
西興部村	紋別郡西興部村字西興部100番地	0158-87-2111	0158-87-2777
雄武町	紋別郡雄武町字雄武700	0158-84-2121(225)	0158-84-2844
大空町	網走郡大空町女満別西3条4丁目	0152-74-2111(202)	0152-74-2191
音更町	河東郡音更町元町2	0155-42-2111(242)	0155-42-2117
士幌町	河東郡士幌町字士幌225	01564-5-5211	01564-5-4304
上士幌町	河東郡上士幌町字上士幌東3線238	01564-2-2111	01564-2-4637
鹿追町	河東郡鹿追町東町1丁目15	0156-66-4031	0156-66-1020
新得町	上川郡新得町3条南4丁目26	0156-64-5111	0156-64-4013
清水町	上川郡清水町南4条2丁目2	01566-2-2111	01566-2-5116
芽室町	河西郡芽室町東2条2丁目14	0155-62-9720	0155-62-4599
中札内村	河西郡中札内村大通南2丁目3	0155-67-2311	0155-68-3911
更別村	河西郡更別村字更別南1線93	0155-52-2111	0155-52-2812
大樹町	広尾郡大樹町東本通33	01558-6-2112	01558-6-2495
広尾町	広尾郡広尾町西4条7丁目1-1	01558-2-0184	01558-2-4933
幕別町	中川郡幕別町本町130	0155-54-6601	0155-55-3008
池田町	中川郡池田町字西1条7丁目11	015-572-3111	015-572-5158
豊頃町	中川郡豊頃町茂岩本町125	015-574-2211	015-574-3750
本別町	中川郡本別町北2丁目4-1	0156-22-8128	0156-22-5950

足寄町	足寄郡足寄町北1条4丁目48-1	0156-25-2141(314)	0156-25-9178
陸別町	足寄郡陸別町字陸別東1条3丁目1	0156-27-2141(216)	0156-27-2797
浦幌町	十勝郡浦幌町字桜町15-6	01557-6-2111	01557-6-2519
釧路町	釧路郡釧路町別保1-1	0154-62-2271	0154-62-2713
厚岸町	厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地	0153-52-3131(231)	0153-52-3138
浜中町	厚岸郡浜中町湯沸445番地	0153-62-2138	0153-62-2229
標茶町	川上郡標茶町川上4丁目2	015-485-2111(213)	015-485-4111
弟子屈町	川上郡弟子屈町中央2丁目3-1	015-482-2191	015-482-2696
鶴居村	阿寒郡鶴居村鶴居西1丁目1	0154-64-2111	0154-64-2577
白糠町	白糠郡白糠町西1条南1丁目1-1	0154-72-2171	01547-2-4659
別海町	野付郡別海町別海常盤町280	0153-75-2111	0153-75-0371
中標津町	標津郡中標津町丸山2丁目22	0153-73-3111	0153-73-5333
標津町	標津郡標津町北2条西1丁目1-3	0153-82-2131	0153-82-3011
羅臼町	目梨郡羅臼町栄町100-83	0153-87-2111(2225)	0153-87-2916
石狩北部地区消防事務組合	石狩市花川北1条1丁目2-3	0133-74-5375	0133-74-7130
南渡島消防事務組合	北斗市中央2丁目6-6	0138-73-5130	0138-73-6694
渡島西部広域事務組合	松前郡福島町字三岳45-1	0139-47-4018	0139-47-2496
檜山広域行政組合	檜山郡江差町茂尻町96	0139-52-3026	0139-52-1944
小樽市消防本部	小樽市花園2丁目12-1	0134-22-9137	0134-22-5345
岩内・寿都地方消防組合	岩内郡岩内町字高台8番地の1	0135-62-2403	0135-63-1755
羊蹄山ろく消防組合	虻田郡倶知安町北3条東4丁目	0136-22-2822	0136-22-1367
北後志消防組合	余市郡余市町黒川町6丁目25-2	0135-23-3759	0135-23-7811
岩見沢地区消防事務組合	岩見沢市8条東10丁目2番地47	0126-22-4302	0126-25-1048
砂川地区広域消防組合	砂川市東2条北7丁目1-5	0125-54-2196	0125-52-2148
滝川地区広域消防事務組合	滝川市文京町4丁目1-5	0125-74-4824	0125-23-5125
深川地区消防組合	深川市8条10-20	0164-22-2814	0164-22-6216
南空知消防組合	夕張郡栗山町中央3丁目309-2	0123-72-1835	0123-72-5318
上川北部消防事務組合	名寄市西4条北3丁目	01654-3-2627	01654-3-2219
富良野広域連合	空知郡上富良野町大町2丁目2-46	0167-45-1119	0167-45-2660
大雪消防組合	上川郡美瑛町本町4丁目5-20	0166-92-2029	0166-92-4474
士別地方消防事務組合	士別市東6条4丁目	0165-23-4709	0165-23-1719
増毛町消防本部	増毛郡増毛町弁天町3	0164-53-2175	0164-53-2486
留萌消防組合	留萌市高砂町3丁目6-11	0164-42-2211	0164-43-5150
北留萌消防組合	苫前郡羽幌町南5条4丁目6番地	0164-62-1220	0164-62-5839
稚内地区消防事務組合	稚内市港5丁目1-37	0162-23-2176	0162-22-0395
南宗谷消防組合	枝幸郡枝幸町新港町908番地4	0163-62-1421	0163-62-1692
利尻礼文消防事務組合	利尻郡利尻町字形字泉町68	0163-84-2742	0163-84-2934
北見地区消防組合	北見市寿町2丁目1-28	0157-25-1517	0157-25-8155
網走地区消防組合	網走市南2条西4丁目2	0152-43-9492	0152-45-1196
紋別地区消防組合	紋別市幸町2丁目1-18	0158-23-0119	0158-24-3632
斜里地区消防組合	斜里郡斜里町本町14	0152-23-2435	0152-23-2494
美幌・津別広域事務組合	網走郡美幌町字栄町1丁目4	0152-73-1211	0152-73-0911
遠軽地区広域組合	紋別郡遠軽町1条通北3丁目1	0158-42-2050	0158-42-2184
室蘭市消防本部	室蘭市東町2丁目28-7	0143-41-4311	0143-41-4659
苫小牧市消防本部	苫小牧市新開町2-12-7	0144-84-5047	0144-87-5363
白老町消防本部	白老郡白老町字石山20番地の24	0144-83-1119	0144-83-1190
西胆振行政事務組合	伊達市松ヶ枝町13-1	0142-21-5003	0142-25-4129
胆振東部消防組合	勇払郡厚真町錦町47-2	0145-26-7100	0145-27-2467
日高西部消防組合	沙流郡日高町富川北7丁目1-10	01456-2-1521	01456-2-0119
日高中部消防組合	日高郡新ひだか町静内こうせい町2丁目1-1	0146-45-0160	0146-42-3789
日高東部消防組合	浦河郡浦河町築地1丁目2-9	0146-22-2144	0146-22-6550
とち広域消防事務組合	帯広市西6条南6丁目3番地1	0155-26-9126	0155-22-9119
釧路北部消防事務組合	川上郡弟子屈町美里3丁目8-1	015-482-3276	015-482-1676
釧路東部消防組合	厚岸郡厚岸町宮園2丁目414番	0153-52-5111	0153-52-4332
根室市消防本部	根室市大正町1丁目30	0153-24-3164	0153-23-6211
根室北部消防事務組合	標津郡中標津町丸山2丁目22	01537-2-9114	01537-2-9174
東日本電信電話株式会社	札幌市中央区北1条西4丁目	011-212-4466	011-222-9254
KDDI株式会社	札幌市中央区南1条東6丁目2-5	011-210-8307	011-218-3722
株式会社NTTドコモ	札幌市中央区北1条西14丁目6	011-242-1961	011-241-5355
ソフトバンク株式会社	札幌市北区北9条西2丁目4番地1	011-758-4550	011-758-4560
北海道総合通信網株式会社	札幌市中央区北1条東2丁目5-3	011-590-5332	011-590-5347
日本放送協会札幌拠点放送局	札幌市中央区大通西1丁目	011-232-4018	011-232-3109
北海道放送株式会社	札幌市中央区北1条西5丁目	011-232-5884	011-231-9026
札幌テレビ放送株式会社	札幌市中央区北1条西8丁目1-1	011-272-8333	011-272-8389
北海道テレビ放送株式会社	札幌市中央区北1条西1丁目6番地	011-205-7630	011-205-7755
北海道文化放送株式会社	札幌市中央区北1条西14丁目	011-214-5341	011-214-5481
株式会社テレビ北海道	札幌市中央区大通東6丁目12-4	011-232-8996	011-232-7174
株式会社STVラジオ	札幌市中央区北1条西8丁目	011-272-8491	011-272-8361
株式会社エフエム北海道	札幌市中央区北1条西2丁目	011-241-0848	011-251-6305
株式会社エフエム・ノースウェーブ	札幌市中央区北7条西4丁目	011-707-6504	011-707-8311
函館山ロープウェイ株式会社	函館市元町19-7	0138-27-3700	0138-23-3100
株式会社旭川シティネットワーク	旭川市3条7丁目	0166-27-1171	0166-27-1175
株式会社エフエムくしろ	釧路市春採7丁目1-24	0154-47-0946	0154-47-0111
株式会社おびひろ市民ラジオ	帯広市東2条南11丁目1	0155-25-5770	0155-25-5771
株式会社エフエムおびひろ	帯広市東1条南8丁目2	0155-23-0778	0155-23-7780
株式会社コミュニティエフエムはまなす	岩見沢市有明町南1-20	0126-25-8074	0126-25-8079
株式会社エフエムわかかない	稚内市富岡1丁目1番2号	0162-32-0763	0162-32-0760
株式会社札幌コミュニティ放送局	札幌市中央区北1条西27丁目5-10	011-622-2300	011-622-5201
株式会社エフエム小樽放送局	小樽市入船4丁目9番1号	0134-32-1000	0134-33-7630
株式会社エフエムとよひら	札幌市豊平区平岸2条5丁目2-14	011-813-2233	011-813-4222
株式会社らむれす	札幌市西区八軒1条西1丁目2-5	011-621-8610	011-621-9458
株式会社ねむる市民ラジオ	根室市花咲町3丁目5	0153-24-2590	0153-24-2530
札幌ラヂオ放送株式会社	札幌市中央区南9条西4丁目3-1	011-802-6804	011-802-6874
北広島エフエム放送株式会社	北広島市中央2丁目1-1	011-372-7500	011-372-6336
株式会社エフエムもえる	留萌市船場町2丁目115-8	0164-42-3871	0164-42-3856
株式会社ラジオふらの	富良野市朝日町5-17	0167-22-2761	0167-23-2775
株式会社あいコミ	恵庭市島松寿町1-28-10	0123-32-7778	
株式会社エフエムなよろ	名寄市西4条南9丁目14	01654-9-7000	01654-9-7001

室蘭まちづくり放送株式会社	室蘭市みゆき町2-13-1	0143-84-1662	0143-84-1663
一般社団法人日本コミュニティ放送協会	室蘭市みゆき町2-13-1	0143-84-1662	0143-84-1663
株式会社帯広シティケーブル	帯広市東1条南8丁目2	0155-23-1511	0155-23-5507
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟	函館市桔梗町379-31	0138-34-2525	0138-34-2526
北海道電力株式会社	札幌市中央区大通東1丁目2	011-251-4276	011-210-8399
北海道電力ネットワーク株式会社	札幌市中央区大通東1丁目2	011-251-4085	011-219-2950
電源開発株式会社	北海道亀田郡七飯町字峠下703	0138-65-5005	0138-64-7907
北ガスジェネックス株式会社	札幌市東区伏古8条2丁目7-1	011-782-5791	011-782-6680
北海道ガス株式会社	札幌市中央区北4条東5丁目373	011-792-8102	011-792-8122
ハートランドフェリー株式会社	稚内市開運1丁目4-1	0162-23-3780	0162-23-6730
一般社団法人日本自動車連盟	札幌市豊平区月寒東1条15丁目8-1	011-857-3617	011-857-7215
石狩湾新港管理組合	石狩市新港南2丁目725-1	0133-64-6661	0133-64-6666
全日本空輸株式会社	東京都大田区東糀谷6-7-56	03-5735-8610	03-5741-1866
東日本高速道路株式会社	札幌市厚別区大谷地西5丁目12-30	011-896-5898	011-896-5888
北洋海運株式会社	苫小牧市元中野町4丁目1-7	0144-34-6105	0144-34-6544
日本貨物鉄道株式会社	札幌市白石区平和通16丁目北10-16	011-865-1883	011-846-4581
日本航空株式会社	東京都品川区東品川2-4-11	03-5460-3842	03-5460-5998
日本通運株式会社	札幌市北区北7条西4丁目5-1	011-738-0030	011-738-0033
北海道中央バス株式会社	札幌市中央区大通東1丁目3	011-221-7633	011-221-5179
北海道旅客鉄道株式会社	札幌市中央区北11条西15丁目1-1	011-700-5758	011-700-5797
有限会社江差交通	檜山郡江差町津花町41-1	0139-52-1170	0139-52-4565
株式会社室蘭民報社	室蘭市本町1丁目3-16	0143-22-5123	0143-24-1337
株式会社朝日新聞社	札幌市中央区北2条西1丁目1	011-281-2148	011-222-7265
株式会社北海道新聞社	札幌市中央区大通西3丁目6	011-210-6170	011-210-5689
株式会社毎日新聞社	札幌市中央区北4条西6丁目1	03-3212-1176	03-3212-1180
手稲溪仁会病院	札幌市手稲区前田1条12丁目1-40	011-681-8111	011-681-3026
日本赤十字社	札幌市中央区北1条西5丁目	011-231-7126	011-231-7128
ひだか漁業協同組合	静内郡静内町字春立141	0146-48-2111	0146-48-2220
ひやま漁業協同組合	爾志郡乙部町字元町520	0139-62-3300	0139-62-3001
香深漁業協同組合	礼文郡礼文町大字香深村字トンナイ558-1	01638-6-1745	01638-6-1583
根室漁業協同組合	根室市海岸町1丁目17	0153-25-8221	0153-25-8416
浜中漁業協同組合	厚岸郡浜中町霧多布東1条1丁目21	0153-62-2121	0153-62-2622
利尻漁業協同組合	利尻郡利尻富士町鷺泊字港町194-1地先	0163-82-1105	0163-82-1580
一般社団法人紋別漁業無線協会	紋別市南が丘町1丁目7-18	0158-24-3195	0158-24-3196
北海道漁業無線連合会	札幌市中央区北3条西7丁目	011-251-7715	011-251-7735
一般社団法人日本アマチュア無線連盟(北海道地方本部)	河西郡芽室町東1条南7丁目5-8	0155-62-7042	0155-62-7042
一般社団法人日本アマチュア無線連盟(渡島檜山支部)	函館市銭亀町210番地13	0138-87-1659	
JARL海峽クラブ	函館市亀田港町47-1	0138-45-1587	
てしおハムクラブ	天塩郡天塩町川口基線284-30	01632-2-2758	01632-2-2758
ハムラジオ大雪クラブ	旭川市南8条通25丁目9-443	0166-31-2259	
天塩町役場アマチュア無線クラブ	天塩郡天塩町川口基線284-30	01632-2-2758	01632-2-2758
北海道無線赤十字奉仕団協議会	美唄市東5条北2丁目3-19	0126-35-6025	0126-35-6025
一般財団法人移動無線センター	札幌市中央区南1条西5丁目	011-222-7291	011-231-6309
一般社団法人北海道ハイヤー無線協会	札幌市中央区南8条西15丁目4-1	011-561-1175	011-551-0161
株式会社ネクステック	札幌市北区北7条西5丁目8-1	011-729-3711	011-729-3711
株式会社ウェザーニューズ	札幌市中央区南1条西6丁目	011-251-5844	011-251-5835
苫小牧地区防災無線利用協議会	苫小牧市真砂町25-1	0144-56-0722	0144-56-0631
日本銀行(札幌支店)	札幌市中央区北1条西6丁目	011-241-5681	011-210-2331
日本銀行(函館支店)	函館市東雲町14-1	0138-27-1161	0138-24-2015
日本政策金融公庫(札幌支店)	札幌市中央区北1条西2丁目2-2	011-281-5221	011-221-2547
日本政策金融公庫(釧路支店)	釧路市大町1丁目1-1	0154-43-2541	0154-43-2565

**北海道地方非常通信協議会 事務局**

〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎  
総務省 北海道総合通信局 無線通信部 陸上課 内  
TEL : 011-709-2311(内線4651)  
FAX : 011-709-5541  
e-mail : do-hijyo@soumu.go.jp  
<https://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/do-hijyokyo/>